

基本判例から 民事訴訟法を学ぶ

長谷部由起子

担当編集から

法律の学習をするうえで判例学習は避けて通れません。しかし、教科書を読みながら判例集やデータベース等で判例を調べて、教科書に書いてあることと関連付けながら学ぶということは初めて学ぶ人にははなかなが大変なことかもしれません。

本書では、精選した重要判例を素材として、民事訴訟法の重要な原則や概念を丁寧に解説しているため、判例に触れながらの学習を自然にすることができ、民事訴訟法への理解を深めることができます。

課題や参考文献などさらなる学習へ導く項目もあり、初学者のみならず民事訴訟法を既に学んだ人にとってもおすすめの1冊となっています。

本書を読んで、表紙のひまわりの花のようにまっすぐ大きく民事訴訟法を学んでもらえたら嬉しく思います。(K)

Point

事案や判旨をしっかりと解説・引用。

150

のではないこと。②無効と取消の違いは、瑕疵の軽重ではなく、瑕疵ある法律行為を否定する効果の発生を保護されるべき者の意思表示にかからせるのが妥当か否かにあるのだから、過誤の挙げざる無効との均衡論は理由にならないこと。③取消権の行使が既判力によって遮断されると、実体法が取消権の行使期間を法定した(民126条)趣旨が損なわれることが挙げられている¹¹⁾。

⚡ 基準時後の取消権の行使に関する判例の変遷

大審院時代の判例は、有力説と同様の見解をとっていました¹²⁾。ところが最高裁は、最判昭和36・12・12(民集15巻11号2778頁)(以下「昭和36年判決」といいます)において、書面によらない贈与についての取消権(民550条)¹³⁾を基準時後に行使することは、既判力の効果として許されないとしました。さらに、次の判例において、詐欺による取消権についても同様の判示をしています。

◇ [11] 最判昭和55年10月23日

民集34巻5号747頁(百選 5版)777

事案の概要

X(原告・控訴人・上诉人)とY(被告・被控訴人・被上诉人)は、Xが国から払下げを受けた土地(本件土地)について、その所有権をめぐって争っていました。争点は、XがA村(後にYと合併)との間で締結した、本件土地をA村に売り渡す旨の売買契約(本件売買契約)の効力でした。

A村を原告とし、Xを被告とする所有権確認および所有権移転登記手続を求める訴え(前訴)においては、A村の勝訴判決がされて確定し、Yは本件土地について所有権移転登記を経由しました。

- 1) 中野貞一郎「形成権の行使と請求異議の訴へ」(強制執行・破産の研究)(有斐閣、1971年、初版1965年)36頁以下、44-50頁。
- 2) 大判明治42・5・28民集15巻528頁、大判大正14・3・20民集4巻141頁、大判昭和4・11・22民集19巻4頁など。
- 3) 平成29年改正後の民法550条は、書面によらない贈与は、相当当事者が「解除」をすることができるとし、改正前は、「撤回」することができるとしていましたが、昭和36年判決当時は、「取戻ストロア物」としていました。

第13講 原判力の遡及効果の判断 151

その後Xは、Yに対して、本件土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起し、本件売買契約の無効表示による無効、心裡保留による無効、錯誤による無効、詐欺を理由とする取消しおよび本件売買契約に付された条件の不成就を主張しました。

第一審で敗訴したXは、控訴審で、判例(大判大正14・3・20民集4巻141頁)は、既判力の標準時後に詐欺その他の原因による取消権を行使しうるとしているとして主張しましたが、控訴審判決は、Xが指摘する大審院判例は、昭和36年判決によって実質的に変更されたとして、Xの控訴を棄却しました。

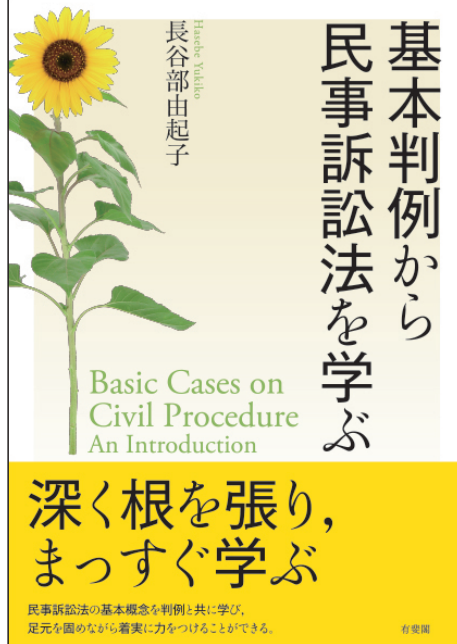
Xは上告し、判例(最判昭和40・4・2民集19巻3号539頁)は相殺権については基準時後の行使を認めているのだから、詐欺による取消権についても、基準時後の行使が認められるべきであると主張しました。

判 旨

上告棄却。

「売買契約による所有権の移転を請求原因とする所有権確認訴訟が係属した場合に、当事者が売買契約の詐欺による取消権を行使することができたのにこれを行使しないで事実上の口頭弁論が終結され、売買契約による所有権の移転を認める請求認容の判決があり同判決が確定したときは、もはやその後の訴訟において取消権を行使して売買契約により移転した所有権の存否を争うことは許されなくなるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、原審が適法に確定したところによれば、Yを原告としXを被告とする原判示機動裁判所昭和45年(ハ)第15号事件においてYがXから本件売買契約により本件土地の所有権を取得したことを認めてYの所有権確認請求を認容する判決があり、右判決が確定したにもかかわらず、Xは、売買契約は詐欺によるものであるとして、右判決確定後である昭和49年8月24日これを取り消した旨主張するが、前訴においてXは、右取消権を行使し、その効果を主張することができたのにこれをしなかったのであるから、本訴におけるXの上記主張は、前訴確定判決の既判力に抵触し許されないものといわざるをえない。したがって、これと同旨の原審の判旨は正当であって、原判示に所論の違法はなく、論旨引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。



— レベル —	— 用途 —	— 対象 —
初級 中級	学習	学部 LS

2022年9月発売 / 330頁 / 定価3520円(税込)
A5判 / 並製

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

